



鳥取県公報

平成 19 年 1 月 30 日 (火)
第 7 8 5 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	建築基準法による道路の位置の指定 (77) (中部総合事務所生活環境局) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (78) (福祉保健課) 2
	生活保護法による居宅介護事業の廃止の届出 (79) (〃) 3
	農業振興地域整備計画の変更予定 (80) (経営支援課) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (81~83) (森林保全課) 3
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) 8

告 示

鳥取県告示第 77 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成19年1月30日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 30 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
東伯郡湯梨浜町大字久留20-6 有限会社真愛コーポレーション 代表取締役 岸田雅己	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬770-9	幅員 6メートル 延長 105.67メートル

鳥取県告示第 78 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社ナガイ薬局	西伯郡伯耆町大殿 618	ナガイ薬局	西伯郡伯耆町大殿 618	居宅療養管理指導	平成 18 年 11 月 1 日
〃	〃	ナガイ薬局境港店	境港市米川町 286	〃	平成 18 年 12 月 1 日
社会福祉法人愛恵会	東伯郡三朝町大字大瀬 1012	小規模多機能型居宅介護施設なの花	東伯郡三朝町大字大瀬 1012	小規模多機能型居宅介護	平成 19 年 1 月 23 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社ナガイ薬局	西伯郡伯耆町大殿 618	ナガイ薬局	西伯郡伯耆町大殿 618	介護予防居宅療養管理指導	平成 18 年 11 月 1 日
〃	〃	ナガイ薬局境港店	境港市米川町 286	〃	平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県告示第 79 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
永井 隆	米子市新開五丁目 3 - 9	ナガイ薬局	西伯郡伯耆町大殿 618	平成 18 年 10 月 31 日
〃	〃	ナガイ薬局境港店	境港市米川町 286	平成 18 年 11 月 30 日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
永井 隆	米子市新開五丁目 3 - 9	ナガイ薬局	西伯郡伯耆町大殿 618	平成 18 年 10 月 31 日
〃	〃	ナガイ薬局境港店	境港市米川町 286	平成 18 年 11 月 30 日

鳥取県告示第 80 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の農業振興地域整備計画を変更しようとするので、同条第 4 項において準用する同法第 11 条第 12 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

なお、当該農業振興地域整備計画の案は、鳥取県農林水産部経営支援課及び日野総合事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 変更に係る計画の名称

広域整備計画（奥日野広域営農団地整備計画）

2 変更に係る計画の対象地域

日南町農業振興地域及び日野町農業振興地域

3 縦覧の期間

平成 19 年 1 月 30 日から 30 日間

鳥取県告示第 81 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）

第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市用瀬町安蔵字西ヶ谷奥1093の18、1093の19・1093の20(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、
1093の21、1093の23

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市用瀬町古用瀬字中南谷580、字上ミ谷593、用瀬町安蔵字鹿子下ノ谷1337の2、1340の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第82号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市佐治町尾際字本坂6の4、字カキナル260の1、260の3、264、264の2、264の4、264の5、264の8、
265の1、267、272、273、273の3、274の8、275の4、276、276の1、字アセヒラ630の2、字北平ル場830、
830の2、830の3、830の9、字名谷口851の1、851の2、851の4、851の10、字本坂谷961、965、966、967の

2、968の1、969、970、970の1、970の2、字火打岩谷976から979まで、字曲渕平980、982、984、字尾際谷平1055、1056、1059の1、1059の3、1060の1から1060の3まで、1060の6、1060の8から1060の10まで、1061から1065まで、字小田ノ尾1136から1138まで、字檜下1141の2、1144、1145、字檜谷1189、1190の1、1190の2、1191、1191の1、1192の2、1194の1、1194の4、字檜頭1209の1、1210の1、1211の1、佐治町河本字奥右栃310、310の1、620、字ヤナヒサコ359、360の4、361の1、361の2、361の4、361の7、363、363の2、字嵐谷371、372、372の1、372の3、字孤ヶ尾642、644、644の1、字流田向771から773まで、774の1、779から781まで、782の1、782の2、字長戸路801の1、801の3、字棚バン802の1、802の2、803、字ケホウ809の1から809の9まで、字堂ノ平812の1、812の3、812の5から812の64まで、813、字ハウジ谷816の1から816の4まで、字アラアラ817の1、817の2、819、字大ゾラ820、821の1から821の4まで、822、字松谷823の1から823の32まで、824の1から824の39まで、字コエン田825の1から825の4まで、826の1、826の2、佐治町つく谷字切石654、655の1、656の4、656の5、657、字大段ノ上798の1、798の2、799の1、799の2、字船谷平800の1、800の2、800の5、801、805の1、805の2、字大谷平802の1、802の2、803の1、803の2、804の1、佐治町畑字イヤ谷ジンコウ平399、401の1、402の1から402の4まで、字ヤキヤウ大谷平409、411、413、413の2、414、415、430、字チヤシ畑417、字西光明谷平478から480まで、486、491、496から498まで、502、字後口山平521、字谷尻522の1から522の5まで、字ヤキヨ尾525の1、525の2、佐治町高山字小屋場421の2、423の2、423の4、423の5、字モチアグラ433の117から433の119まで、字上へ谷959から963まで、966から969まで、971から973まで、字カタノツヤ平975、975の1、976、976の1、977、977の1、978、981、983の1から983の3まで、985から989まで、990の1から990の5まで、991の1から991の7まで、992、992の1、993の1から993の6まで、994の1、995、996、998の2から998の4まで、1001の1から1001の3まで、1002の1、字引尾1003、1005の1から1005の4まで、1006から1009まで、1010の1から1010の4まで、1013の1、1013の2、1016、字ソウゲン1035、1036、1038の1、1038の2、1039の2、1039の3、1040の3から1040の7まで、字カタノツヤ1189の2から1189の4まで、字大平1191の1、1191の3から1191の11まで、1191の13、1191の15から1191の19まで、1191の21、1191の23から1191の25まで、1191の27から1191の29まで、1191の31、1191の33、1191の35、1191の36、1191の38、1191の40から1191の42まで、字アヲフ谷1192の1、1192の2、1192の4から1192の11まで、1192の13から1192の18まで、1192の20から1192の24まで、字萩鳴1193、1193の9、1194の1から1194の6まで、字杉ノ沢1194の7から1194の10まで、1194の12から1194の20まで、1194の22から1194の24まで、佐治町津野字大清水83の3、83の4（次の図に示す部分に限る。）、83の7から83の9まで、字狼鳴646の1、646の2、646の3（次の図に示す部分に限る。）、646の4から646の22まで、646の23・646の24（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、646の25から646の31まで、646の32・646の33（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、646の34から646の36まで、646の37・646の38（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、646の39から646の44まで、646の45（次の図に示す部分に限る。）、646の46から646の50まで、646の51（次の図に示す部分に限る。）、646の52、646の53（次の図に示す部分に限る。）、646の54、646の55（次の図に示す部分に限る。）、646の57、646の58、646の59から646の64まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、646の66、646の67・646の71（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、646の76、字中尾平683、685、686、688、692、694、694の62・字馬場尻694の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、694の2から694の8まで、694の9から694の12まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、694の13から694の21まで、694の22・694の23（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、694の24、694の25（次の図に示す部分に限る。）、694の26から694の28まで、694の29（次の図に示す部分に限る。）、694の30、694の31（次の図に示す部分に限る。）、694の32、694の33、694の34から694の37まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、694の38から694の42まで、694の44、694の45（次の図に示す部分に限る。）、694の47、694の49、694の51、694の53、694の54・694の56・694の59・694の60（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字東大平699の1から699の3まで、700、701、703、704、706、706の1、706の2、707、708、710、712から714まで、715の2、719、720、723、字大段ノ上724から731まで、733、735、佐治町津無字瀧谷日平850の1、850の2、850の4から850の8まで、字瀧谷頭851の1から851の4まで、字瀧谷影平852の1、852の2、852の7から852の9まで、852の11、852の12、佐治町福園字庭林240、字木合谷東平241の1から

241の4まで、244の1から244の3まで、245の1から245の3まで、字木合谷西平246、字木合谷大茅野299、300、
字木合谷溜瀧谷302の1、302の2、字木合谷東平古屋敷303、字木合谷奥東平304の1から304の5まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 83 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字大谷字瓢箪山719の1(次の図に示す部分に限る。)、719の2、719の3、719の4(次の図に示す部分に限る。)、719の5、719の6(次の図に示す部分に限る。)、719の7から719の13まで、字大峰728の1から728の7まで、728の15、728の16、728の25から728の34まで、728の36から728の41まで、728の44から728の46まで、728の50、728の51、728の54、728の56、728の58、728の60、728の62から628の65まで、字帝釈寺1128の21、1128の25

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、

同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 1 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 1 月 12 日付鳥取県告示第 28 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

深田 千鶴	鳥取市河原町北村字杣小屋ヨリ門口迄 934 の 105
〃	鳥取市河原町北村字杣小屋ヨリ門口迄 934 の 106
〃	鳥取市河原町北村字杣小屋ヨリ門口迄 934 の 107
〃	鳥取市河原町北村字杣小屋ヨリ門口迄 934 の 108
〃	鳥取市河原町北村字杣小屋ヨリ門口迄 934 の 109
〃	鳥取市河原町北村字杣小屋ヨリ門口迄 934 の 110
〃	鳥取市河原町北村字杣小屋ヨリ門口迄 934 の 111
〃	鳥取市河原町北村字杣小屋ヨリ門口迄 934 の 113
〃	鳥取市河原町北村字杣小屋ヨリ門口迄 934 の 114
〃	鳥取市河原町北村字杣小屋ヨリ門口迄 934 の 115
〃	鳥取市河原町北村字杣小屋ヨリ門口迄 934 の 116
〃	鳥取市河原町北村字杣小屋ヨリ門口迄 934 の 117
〃	鳥取市河原町北村字杣小屋ヨリ門口迄 934 の 118
〃	鳥取市河原町北村字杣小屋ヨリ門口迄 934 の 119
森田 政一	鳥取市河原町北村字杣小屋ヨリ門口迄 934 の 121

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 委託の名称

倉吉農業高等学校寮給食業務委託

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

倉吉市大谷 166 鳥取県立倉吉農業高等学校

(5) 入札方法

入札金額は、本件業務の履行期間中に要する経費の総額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、役務のその他の給食業務に係るものを有していること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 2 月 14 日（水）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

(3) 平成 19 年 1 月 30 日（火）から同年 3 月 23 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立倉吉農業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0941 倉吉市大谷 166

鳥取県立倉吉農業高等学校

電話 0858-28-1341

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 19 年 1 月 30 日(火)から同年 2 月 28 日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成 19 年 2 月 16 日(金)午後 2 時

鳥取県立倉吉農業高等学校 保育室

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 3 月 23 日(金)午後 2 時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 22 日(木)午後 5 時までとする。)

鳥取県立倉吉農業高等学校 保育室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 2 月 28 日(水)午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : transfer school meal responsibilities
- (2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00PM. 28, February, 2007
- (3) Time-limit for submission of tenders : 2 : 00PM. 23, March, 2007
(Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM , 22, March, 2007)
- (4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Kurayoshi Agriculture High School 166 Ootani
Kurayoshi-shi 682-0941 Japan
TEL : 0858-28-1341